

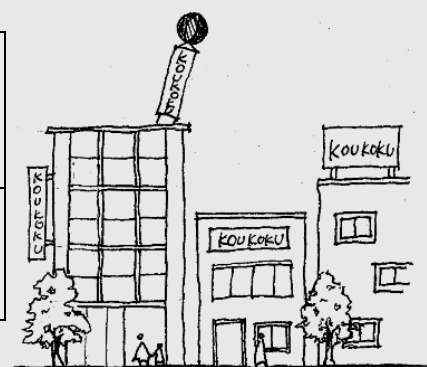
建築物に屋外広告物を掲出する所有者（管理者）の皆様へ

建築基準法令の留意点について

- 屋外広告物法による **一般広告物** のうち、高さが 4m を超える一般広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請と完了検査の受検が必要です。
- 防火地域内で、建築物の屋上に設置する一般広告物又は高さが 3m を超える一般広告物を設置する場合は、広告物の主要な部分を「不燃材料」で造るか覆う必要があります。
- 上記のほか、関係する建築物は広告物の設置後も建築基準関係規定に適合する必要があります。
例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用進入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、必要に応じて建築士等にご相談ください。

一般広告物	屋上塔、屋上板、地上塔、地上板、壁面板、突出看板、電柱及びこれに類するものを利用する広告物、バス等の車体を利用する広告物等
簡易広告物等	アドバルーン、広告幕、簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板等）

- ※「一般広告物」「簡易広告等」は本市の「屋外広告物のしおり」の分類を示しています。
 ※「主要な部分」とは、看板の場合、枠組みのみではなく、看板表面の構成材料も含まれます。
 ※「不燃材料」は「防災製品」とは別の規格です。



◆建築基準法への対応

一般広告物	全地域	高さ 4 m 超える広告物	<u>確認申請の提出及び完了検査の受検が必要</u> ただし既存広告物の表面材のみを更新する場合は、申請不要
		高さ 4 m 以下の広告物	確認申請不要
	防火地域内	建築物の屋上に設置する広告物	<u>不燃材料で造るか覆う必要あり</u>
		高さ 3 m 超える広告物	
	上記以外の広告物		不燃材料以外も可能

防火地域内外のご確認についてはこちら

大阪市 HP「地図情報サイト マップナビ大阪」

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Map?mps=5000&mid=52&mtp=dm28&mpx=135.502126265718&mpy=34.6937355445&gprj=3>


大阪市 防火地域

🔍 検索

不燃材料のご確認についてはこちら

国交省 HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html


国交省 構造方法 認定

🔍 検索

お問合せ ▶ 大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課 (平日(年末年始を除く) 9:00~11:45 13:00~17:00)

市役所3階 計画調整局建築指導部⑧番窓口

☎ 06-6208-9291

〒 530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号